本号で公布された法令のあらまし

◇独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法施行令の一部を改正する政令（政令第三〇号）（国土交通省）

1　独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に出資等をすることができる地方公共団体として、さいたま市を加えることとした。

2　この政令は、公布の日から施行することとした。

◇日本中央競馬会の平成二十九事業年度における日本中央競馬会法第二十九条の二第三項の割合を定める政令（政令第三一号）（農林水産省）

1　日本中央競馬会が、平成二九事業年度において、平成二八事業年度の剰余のうち特別振興資金に充てることができる割合を一〇〇分の一〇〇とすることとした。

2　この政令は、公布の日から施行することとした。

◇平成二十八年六月六日から七月十五日までの間の豪雨による災害についての激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令及び平成二十八年九月十七日から同月二十一日までの間の暴風雨及び豪雨による災害についての激甚災害並びにこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令の一部を改正する政令（政令第三二号）（内閣府本府）

1　平成二八年六月六日から七月一五日までの間の豪雨による激甚災害に対する公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助等の措置が適用される区域に宮崎県東臼杵郡諸塚村及び鹿児島県鹿児島郡十島村の区域を追加することとした。

2　平成二八年九月一七日から同月二一日までの間の暴風雨及び豪雨による激甚災害に対する公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助等の措置が適用される区域に高知県幡多郡三原村の区域を追加することとした。

3　この政令は、公布の日から施行することとした。

◇平成二十八年等における特定地域に係る激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令（政令第三三号）（内閣府本府）

1　平成二八年等に発生した地滑り及び豪雨による災害で特定地域に係るものを激甚災害として指定することとした。

2　特定地域に係る激甚災害に対し、次に掲げる措置を適用することとした。

㈠　農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置

㈡　小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等

3　この政令は、公布の日から施行することとした。

◇計量法関係手数料令の一部を改正する政令（政令第三四号）（経済産業省）

1　電気計器に係る検定及び型式承認に要する実費を勘案して、その検定及び型式承認に係る手数料の額を改定することとした。（本則関係）

2　この政令は、平成二九年四月一日から施行することとした。

政　令

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十九年三月十日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第三十号

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法施行令の一部を改正する政令

内閣は、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法（平成十六年法律第百号）第六条第三項、第十二条第一項第四号及び第七号並びに第二十七条第二項の規定に基づき、この政令を制定する。

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法施行令（平成十七年政令第二百二号）の一部を次のように改正する。

第一条第一号中「及び川崎市」を「、川崎市及びさいたま市」に改める。

附　則

この政令は、公布の日から施行する。

国土交通大臣　石井　啓一

内閣総理大臣　安倍　晋三

日本中央競馬会の平成二十九事業年度における日本中央競馬会法第二十九条の二第三項の割合を定める政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十九年三月十日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第三十一号

日本中央競馬会の平成二十九事業年度における日本中央競馬会法第二十九条の二第三項の割合を定める政令

内閣は、日本中央競馬会法（昭和二十九年法律第二百五号）第二十九条の二第三項の規定に基づき、この政令を制定する。

日本中央競馬会の平成二十九事業年度における日本中央競馬会法第二十九条の二第三項の政令で定める割合は、百分の百とする。

附　則

（施行期日）

1　この政令は、公布の日から施行する。

（日本中央競馬会の平成二十七事業年度における日本中央競馬会法第二十九条の二第三項の割合を定める政令の廃止）

2　日本中央競馬会の平成二十七事業年度における日本中央競馬会法第二十九条の二第三項の割合を定める政令（平成二十七年政令第七十号）は、廃止する。

農林水産大臣　山本　有二

内閣総理大臣　安倍　晋三